

平成23年度第6回定例社会教育委員会議事録（議事要旨）

1 **開催日時** 平成24年3月15日（木）午後2時～4時

2 **開催場所** 中央図書館 2階 視聴覚室

3 **出席者**

（委員）

舟田委員長、杉山副委員長、米山委員、工藤委員、宮本委員、布施谷委員、山崎委員、松浦委員、松木委員、佐藤委員

（事務局）

生涯学習部長、生涯学習部次長、生涯学習課長、生涯学習課主幹、郷土博物館長、青少年センター所長、市民スポーツ課長、運動公園スポーツ施設整備課長、高洲公民館長、中央公民館長、堀江公民館長、富岡公民館長、美浜公民館長、当代島公民館長、中央図書館長、生涯学習係

4 **議 題**

（1）**前回会議内容の確認**

（2）**協議事項**

1）社会教育関係団体の認定について（1件）

（3）**報告事項**

1）社会教育関係団体の解散について

2）浦安市社会教育委員会議規則の改正について

3）第21回東京ベイ浦安シティマラソンの報告について

4）春との出会い 花見ウォーク2012の開催について

5）浦安市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6）浦安市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

7）浦安市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

8）浦安市立図書館管理運営規則第13条の規定による図書の貸出し禁止に関する要綱について

（4）**その他**

1）社会教育関係団体のあり方について

2）次回会議日程について

5 **議事概要及び会議経過**

（1）**前回会議内容の確認**

平成23年度第5回定例社会教育委員会議事録（議事要旨）の内容を確認し、了承された。

（2）**協議事項**

1）社会教育関係団体の認定について（1件）

生涯学習課長より概要を説明し、「浦安六絃会」の認定を承認した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

（委員）途中から講師謝礼を払うようになったということだが、講師は同じ人物なのか。

会則の目的のところ、文末の表現が敬体と常体で違っているので、合わせたほうがよい。

会費収入に有効会員率として0.8かけているのは、2割の会員は来ていないということか。16人のうち8割というのは少ないので、人数を増やす努力をしてほしい。

(事務局) 講師は同じ方である。2月まで仕事をされていて、ボランティアで教えていたが、3月で退職するので、講師謝礼を払うことになったと聞いている。

会費については、1ヶ月欠席すると会費を払わなくてよいことになっている。会員が少ないということではなく、欠席する方が多いので、こういう計上の仕方をしているものと思う。

(委員) 会則の文面については直しておいてもらえばよい。

(事務局) 団体に伝える。

(委員) 会費が2,300円となっているが、1・2月はなぜ1,000円なのか。

(事務局) 団体の会計年度を1月から12月までとしている。1・2月は講師が無料で教えていたので、会費を抑えていたが、3月から講師謝礼を払うことにしたため、会費を上げたということである。

(委員長) 会則で講師謝礼は月額24,000円としているが、人数が変わってくれば変わると思うので、これはカットしたほうがよいと思う。「ベテルホーム」というのは何か。

(事務局) 浦安の特養ホームである。

(委員長) 人数が少ないので、会を大きくする努力をしてもらうようお願いしてほしい。

(3) 報告事項

1) 社会教育関係団体の解散について

生涯学習課長より報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員長) 幼児教育のサークルは、子どもが大きくなると会員数が少なくなるということでの解散と思う。

2) 浦安市社会教育委員会議規則の改正について

生涯学習課長より報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員長) 教育委員会議で通ったということではいいか。

(事務局) はい。

3) 第21回東京ベイ浦安シティマラソンの報告について

市民スポーツ課長より報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員) AとBはどのように分けているのか。

(事務局) ハーフマラソンが震災の影響でコース上使えないということで、10キロを2回設けた。Aはキロ6分以内で完走できる方、Bはキロ8分で完走できる方ということで分けている。

(委員) 今後の見通しについてはどうか。

(事務局) 道路の復旧状況によるが、本格的に始まるのが24年度になるかと思う。25・26年度は工事にかかるとなると、次回も今回のような形での開催になるかと思う。

4) 春との出会い 花見ウォーク2012の開催について

市民スポーツ課長より報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員) 4月8日は、花見にはどうなのか。気象庁などに問い合わせ

決めているのか。

(事務局) 確認している。当初は4月1日に予定していたが、開花予想が例年より一週間程度遅いということで、4月8日とした。

5) 浦安市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6) 浦安市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

はじめに、生涯学習課長から5)及び6)の案件についての経緯を説明した。引き続き、5)について中央公民館長から、6)について中央図書館長から詳細を報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員長) 条例案とあるが、いつの議会に出すのか。

(事務局) 3月議会に提出している。このままいけば、この22日に可決される運びである。

(委員長) 市民公募の委員は、どこに入るのか。

(事務局) 最後の「図書館を利用する者」というところは、市民公募という手続きで決定する。

(事務局) 公民館も同じく「公民館を利用する者の中から」というところからである。

(事務局) これまでも、実際には市民公募をしてきた。市の市民参加推進条例でも、こういう審議会には公募市民を入れるとしている。今回、法律の改正に伴って、改めて書き入れたということでご理解いただきたい。

7) 浦安市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
中央図書館長より報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員長) 災害や盗難など、過失のない場合には、館長の承認でそれを認めるということである。実際にそういうことがあったのか。

(事務局) 月に40件くらい弁償が発生する事例がある。うち10件くらい、こういった事例が発生している。

(委員) 40件あるということだが、すべて弁償してもらっているのか。

(事務局) 弁償が必要になるもののうち、9割5分はしていただいている。若干、汚れ等の原因が確認できないということで、処理が進まない事例もある。

8) 浦安市立図書館管理運営規則第13条の規定による図書の貸出し禁止に関する要綱について

中央図書館長より報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員長) 周知方法はどのようにするか。

(事務局) ホームページへの掲載、館内での掲示、貸出時のチラシ配布の3点で考えている。

(委員) 95日としたのは、どういう理由か。

(事務局) 3ヶ月程度ということである。日数を決める時に他市の事例を調査したが、大体1ヶ月から3ヶ月であった。まずは緩やかなところからということで3ヶ月を選んだ。月によって日数が違うのと、まずは督促をするが、それが届く日数を見ておくと、95日という日数が出た。

(委員) 家族の中に一人でも延滞者がいると、全員借りられないのか。

- (事務局) 利用券は個々に貸し出しているのです、その方の分だけである。
- (委員) いつ解除になるのか。延滞したものを返せば、その日にまた借りられるのか。
- (事務局) 可能である。
- (委員) 2週間経っても返さない者については、督促しているのか。
- (事務局) 次の予約が入っている場合は、1日でも遅れると電話で督促している。予約がない場合は、2ヶ月目にメールやはがきで督促している。さらに3ヶ月目で、もう一度督促するということで行っている。
- (委員) 第3条の「天災地変」という言葉はよく使われるのか。「自然災害」という言い方のほうが一般的かと思う。
- (事務局) 先行している他市で使っている文言を参考にし、教育総務課の検証もふまえているので、他でも使われている言葉かと思う。
- (委員) 5月1日から施行とした理由は何か。
- (事務局) 利用者とのトラブルも考えられるため、4月の1ヶ月間は周知期間を設けたいということで、施行を1ヶ月ずらしている。
- (委員) 何を借りたか忘れてしまうことがある。ここに来てカードを入れないと分からないので、何か他に分かる方法はないか。
- (事務局) 貸出はプライバシーに関係するところがある。本人がカードを持参することで、初めて職員も分かる。データを残すほうがトラブルになることが考えられるので、あえて、貸出後はデータが全部消えるようにしている。
- (委員長) 思想信条の自由があるので、それはよいことと思う。
- (委員) あの本、と思っても、どの本だったか思い出せないことがある。
- (事務局) そういうことのために、キャリアのある正規職員が窓口を担当している。著者や大体の内容を言ってもらえれば分かると思うので、遠慮なく聞いていただきたい。
- (委員) 公民館の図書室は、図書館なのか。
- (事務局) 数年前に条例を改正しており、図書館法に則った分館である。
- (委員) 公民館は9時開館だが、図書館だけ10時開館なのはどうにもならないのか。
- (事務局) 今年度、分館の開館時間延長を事業化していたが、震災を受けて新規事業は見送りとなった。課題としては受け止めているので、まずはできるところから震災前のレベルに戻して、ご指摘の点も段階を見て検討していきたい。
- (委員) 震災前はどうかだったのか。
- (事務局) 分館の開館時間は10時から5時であった。
- (委員) 図書館も同じ時間に開くと思って公民館に来た人が、待っているのを見ることがある。
- (事務局) 職員は8時半から来ているが、毎日数十万冊の本が市内を動いており、それをきちんと棚に整理するための作業をしている。開館を早めるとなると、不揃いな状態でお迎えすることになってしまうので、1時間半の時間をいただいて準備をしているという現状である。
- (委員) 出入り口のバーは設置していないようだが、本の紛失はないか。
- (事務局) 中央館には盗難防止装置を設置している。磁気で反応し、貸出しを受けていない方が通過すると音が鳴るシステムになってい

る。システムをつける前の蔵書点検での不明冊数が、4分の1くらいに減った。資料の管理が適正に行われており、効果があったと思う。

(委員長) 音が鳴るとどうなるのか。

(事務局) 職員が声をかけたり、警備員も近くにいれば声をかける。

(4) その他

1) 社会教育関係団体のあり方について

生涯学習課長より説明し、委員の意見を求めた。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

(委員長) 社会教育関係団体については、何年か前にも検討して、登録制だけにする、使用料についても全額免除はおかしいんじゃないかということで、答申も出していたと思う。段階的に使用料を低くしていくという提案もしていた。認定制度は、他市町村と比べても少なくなっている。趣味の団体でも公に資するとは思っているので、公に資するものというのは難しい。登録制にするのも、全部が減免ということになってしまうので、難しいとも思うがどうか。

(委員) 公民館を使用する場合に、申込書があるのか。

(事務局) 申請書の提出が必要である。

(委員) 認定団体も必要なのか。

(事務局) 必要である。

(委員) 認定団体が5・6人で使う場合もある。何人以上でないと使用できないとか、人数で制限をかけてはどうか。

(事務局) 公民館は基本的に3人以上で使用できる。

(事務局) たとえば剣道連盟の場合は、自分たちが楽しむというよりは、剣道をしている人たちを楽しませるために、試合を組んだり会場を作ったりする団体である。そういう団体が、今度の大会のために公民館で会議をしようとしたときに、5人だから有料とするのかどうか。公益性の高い使用であれば、減免とするのがよいのではないか。人数で判断するのは非常に難しいと思う。

(委員) 練習する場所もそうになってしまうのか。

(事務局) 剣道連盟に加盟している人が5人くらいで練習したいという場合は、それは公の目的なのかということはある。連盟として使うのと、単体のチームとして使うのは、使い方が違ってくる。単体の場合は料金を払ってもらって、連盟としてみんなのために使うなら免除する、という理屈になっていくと思う。

(委員長) 登録の基準は難しい。半分減免になるなら、みんなが登録する。

(事務局) 定期的に活動している団体はそうだと思う。

(委員長) 公の施設を自分たちの楽しみで使うのに、やはり使用料は支払うべきだという話が、どこの市でも多い。応分の負担をしてもらうということ。

(委員) 使用料は取ってもよいと思う。

(委員長) 一つの団体でこの時間を貸し切っているというのがあるのか。

(事務局) 定期利用団体はある。

(委員) 定期利用と登録とは違うのか。

(事務局) 定期利用はあくまで公民館でのことである。

- (委員) ここで提起しているのは使用料の問題なのか、あまりにもこういう団体が使いすぎるといった問題なのか。私は団体が何であろうと、受益者負担は当然と思う。全団体から取るような制度にしてはどうか。認定制度は団体を育成するために援助をするが、団体が自立してきたら、その枠を外していったほうがよい。自分たちで負担するものは負担してもらわないと、いつまでも一人前の団体にならない。育成期間を作るとか、受益者負担を取るとか、思い切った措置を取らないと、解決にならない。
- (事務局) 非常に公共性の高い団体については認定していく。登録についても50%減額になるので、ただ単に自分たちの楽しみだけでなく、登録団体としての理念を示していく必要があると思っている。その上で基準を考えたい。
- (委員) 登録制度というのは、現在は行われていないのか。
- (事務局) 行っていない。
- (委員) 私は逆に認定制度をきちんとして、認定に見合う条件になるように努力してもらおう方がよいと思う。認定と登録の併用だと、必ず両方とも曖昧になる。登録すれば半額免除になるとすれば、いろんな小団体がたくさん出てきて、整理するのは容易ではないと思う。
- (委員) 自分が加盟している団体を見たときに、おおもとの団体は認定し、細かなものはお金を取るというのは、しっくりくる。ただ、今の認定団体を登録制度に落とすときに、クレームが出ないかという心配はあるので、他市と比べて浦安市が例外的であるということがはっきりすれば、これから先も広く活動を促していく面でも、プラスになると思う。
- (委員) 他市の状況を調べてもらいたい。
- (事務局) どういう団体を認定するかはある程度検討しているので、スムーズにいく気はしている。ただ、登録についてはハードルを少し高くしたいと思っている。当然、全部が全部登録できるというものではない。「認定団体」「登録団体」「それ以外の団体」の三種類になって、煩雑になるということはあると思う。
- (委員) 現在は連盟の下の団体も認定されるようになっているのではないか。それでよいと思う。両方必要なのかは疑問である。
- (委員) 団体によって不公平感が生じているので、それをどう整理するかということではないか。
- (事務局) 大人の団体で考えると、自分たちが活動したくてやるときは、みんなでお金集めましょうよという話になるが、そういう人たちを集めて大会やろうよということであれば、それはタダにしましょうということ。
- (委員) 全額払っていたのが半額になる団体もあれば、無料だった団体が半額負担になることもある。周知徹底は十分にしなければならぬ。
- (委員) 登録制度は曖昧になる。認定制度はある程度厳格にやっている。使用料負担の不公平を是正するなら、あまりいろいろ作らない方がよいのではないか。
- (委員) 認定団体の枠は狭いように思う。
- (事務局) これは例である。登録の基準については、団体によって門戸を

広く開いて活動している団体もあれば、新規加入を受け入れない団体もある。そのあたりも要素になってくる。

(委員) 私もあまり複雑なのを作らない方がよいと思う。登録制にしても数年後には同じような問題が起きるのではないか。施設によって使用率も違うので、公平にするにはその辺も含めて整理しなくてはいけないのではないか。

(委員) 自分たちの利益のための活動なので、最低限の受益者負担は当然である。団体がある程度自立するまで、5年・10年までは支援するとして、期限を切ってはどうか。

(委員) 社会教育がまだあまり社会に馴染んでいなかったときに、社会教育を推進するために認定制度ができたと思う。今は認定制度の元々の役割は終わったと思うので、もっとすっきりした制度にするのがよいと思う。

(委員長) 認定団体であっても使用料は取る、本当に公の大きな団体は免除する、というくらいの分けがいいんじゃないかという意見が多いようである。何年か周知期間をおいてやらないと難しい。

(事務局) 団体の方は「認定」という言葉の重みを非常に気にしている。

(委員長) 「認定団体」という名前がほしいという団体はある。自然環境の保護とか、市民団体でも何でも社会教育として認定してくれということである。それは社会教育には馴染まないんじゃないかということで、却下したことも以前にある。

(委員) 全部お金を取るとなると、民間の貸しスペース色が強くなる。市民のための市民の教養を高める活動ができる場所を提供するのが公民館であるという趣旨から考えると、いきなり受益者負担というのは乱暴な気もする。公民館の指人形サークルが保育園に来て、昔遊びを教えてくれたりする。こうした活動が、地域や社会というものを子どもに教えてくれるので、単純に場所を使うからお金を求めるというのはどうなのか。

(事務局) まだ議論が足りないところがある。事務局でも、登録要件の案や他市の状況などの資料を用意して、次回また伺いたい。

2) 次回会議日程について

次回の会議は、平成24年4月19日(木)午後2時から中央図書館視聴覚室で開催する。

以 上